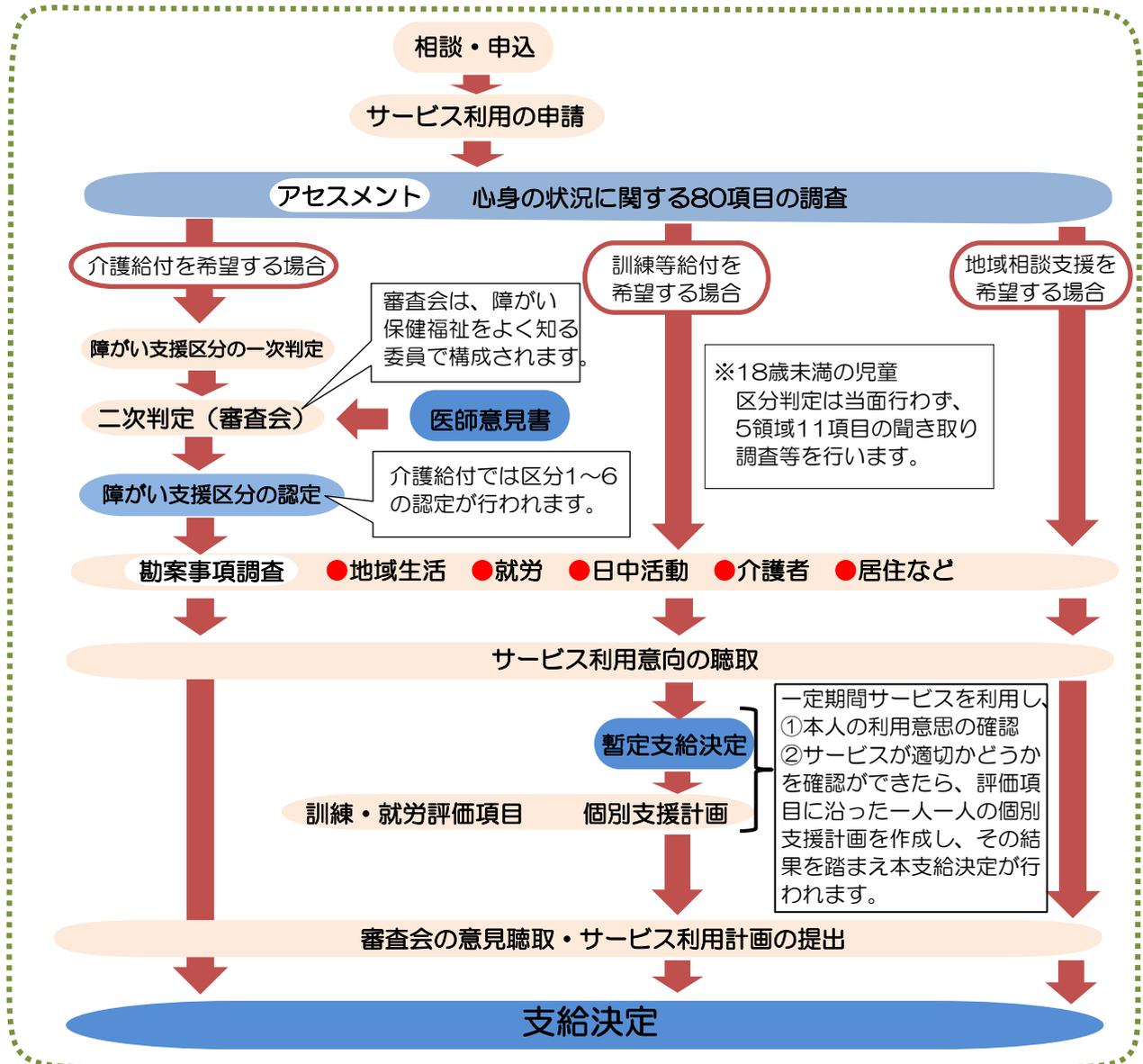


# 障がい福祉サービスの利用手続

障がいのある人の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がいのある人の心身の状況（障がい支援区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定を行います。



## ※障がい支援区分とは

障がい支援区分とは、障がいの必要性に応じて適切なサービス利用ができるよう導入された障がいのある人に対するサービスの必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。

障がいのある人の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえ、浜田市又は江津市が認定します。